

市ホームページをリニューアル!

問 秘書広報課 ☎70・5606

2月1日(水)10時ごろから、市ホームページをリニューアルします。

主な変更点

- ポイント 1** **デザインやメニューを一新**
スマートフォンからも見やすく、使いやすいデザインになります。メニューのページ分類も一新し、情報を見つけやすくなります。
- ポイント 2** **サイト内検索が便利に**
専用システムにより検索機能が向上。更新内容が検索結果に反映されるまでの期間が短縮されます。
- ポイント 3** **子育て支援とロケーションサービスの専門サイトをそれぞれ新設します**



ご注意ください

- トップページ以外のページは全てURLが変わります(図書館、中央公民館、オーエンス文化会館、IIMURO GLASS市民スポーツセンター、綾瀬スポーツ公園などのホームページは変わりません)
- セキュリティ向上のため、3G回線を利用する携帯電話用ページはなくなります
- 画像は構築中画面のため、実際のページと異なる場合があります

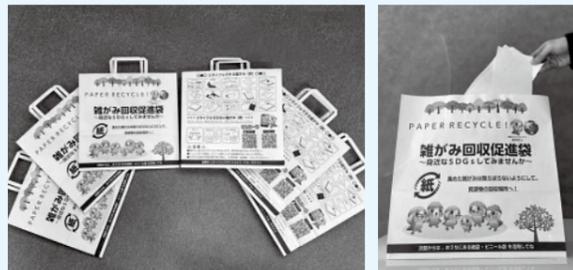
雑がみ回収促進袋を配布

問 リサイクルプラザ ☎76・9522

可燃ごみの中には資源化可能な紙類が混入しています。それらを分別してもらうために啓発用の紙袋を配布します。本事業は4年4月に綾西地区で試験的に実施し「資源となる紙」の回収量が約1.5倍になったことから、市内全域へ広めるものです。

引き続き、紙資源の分別にご協力ください。配布の際、郵便ポストに入らないときは、折り曲げての投函や、玄関先、軒先などに置く場合がありますので、ご理解をお願いします。

時 1月中旬から3月末まで 宛 綾西地区を除く全世帯(1世帯6枚)



住民税均等割のみ課税世帯に対する特別給付金のご案内

問 福祉総務課 ☎81・7680(2月1日以降は☎70・5624)

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、国の制度である「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(国の5万円給付金)」の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯*に対して、市独自の給付金として、1世帯につき5万円を支給します。

対 4年9月30日(基準日)から申請日時点まで引き続き市に住民登録がある世帯で、次のいずれかに該当する世帯

- ・世帯の全員が4年度住民税均等割のみ課税者で構成される世帯
- ・4年度住民税均等割のみ課税者と住民税均等割が非課税者で構成される世帯(国の5万円給付金の支給を受けた世帯を除く)

申 1月20日以降に対象世帯の世帯主へ申請書を発送するので、必要書類(本人確認書類、口座が分かる通帳の写しなど)を添付して3月17日(必着)までに〒252-1192市役所福祉総務課へ郵送か直接。

次のいずれかに該当する世帯は、申請書を送付することができません。申請書の送付を希望する場合は申し出てください。

※住民税均等割のみ課税世帯の年収

	給与収入	年金収入(65歳未満)	年金収入(65歳以上)
扶養なし(単身世帯)	97万円を超えて100万円以下	102万円を超えて105万円以下	152万円を超えて155万円以下
扶養1人(2人世帯)	148万円を超えて170万円以下	153万円を超えて186万円以下	203万円を超えて222万円以下
扶養2人(3人世帯)	190.3万円を超えて221万円以下	185万円を超えて232万円以下	235万円を超えて257万円以下

- ・4年1月2日～9月30日に転入し住民登録を行った世帯
- ・修正申告により、世帯員全員が支給要件を満たした世帯
- ・4年1月2日～9月30日の間に、配偶者と離婚し世帯員全員が支給要件を満たした世帯
- ・配偶者やその他の親族などからの暴力などを理由に市に避難しているが、市に住民票がなく、当該親族などと生計を別にしていて、避難している世帯員全員が支給要件を満たしている世帯
- ・4年1月2日～9月30日に住民税課税者であった方の死亡や行方不明により、その方を除いた世帯員全員が支給要件を満たしている世帯



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の申請期限が迫っています

問 こども未来課 ☎70・5664

新型コロナウイルス感染症に伴い、経済的な影響を受けた子育て世帯の生活を支援するための特別給付金申請期限が迫っています。

▶支給額 対象児童1人当たり5万円

▶対 次のいずれかに該当する方①平成16年4月2日～19年4月1日に生まれた子(障がい児については平成14年4月2日～19年4月1日に生まれた子)を養育していて非課税②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、非課税の方と同水準となっている③ひとり親世帯で、公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない④ひとり親世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている※ひとり親となった月の翌月以降の任意の月(令和2年2月以降)の収入が審査の対象となります

▶申 必要書類を用意して2月28日までに同課へ直接

▶その他 必要書類は対象の方により異なります。詳しくは市HPもしくは同課まで問い合わせてください※すでに、ひとり親世帯分かつひとり親世帯以外分で支給された方については重複して支給できません。

